政令第三百十七号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六号の八を第六号の九とし、第六号の三から第六号の七までを一号ずつ繰り下げ、第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三　三―クロロ―一・二―プロパンジオール及びこれを含有する製剤

第一条中第二十四号の四を第二十四号の五とし、第二十四号の三の次に次の一号を加える。

二十四の四　一―（四―フルオロフェニル）プロパン―二―アミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

第二条第一項第四号の五中「製剤」を「製剤。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、三―アミノメチル―三・五・五―トリメチルシクロヘキシルアミン六％以下を含有するものを除く。

第二条第一項第三十二号中(163)を(169)とし、(156)から(162)までを(162)から(168)までとし、(155)を(160)とし、その次に次のように加える。

(161)　二―メチルデカンニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(154)を(159)とし、(136)から(153)までを(141)から(158)までとし、(135)を(139)とし、その次に次のように加える。

(140)　二―［二―（プロピルスルホニルオキシイミノ）チオフエン―三（二H）―イリデン］―二―（二―メチルフエニル）アセトニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(134)を(138)とし、(126)から(133)までを(130)から(137)までとし、(125)を(128)とし、その次に次のように加える。

(129)　（Z）―二―［二―フルオロ―五―（トリフルオロメチル）フエニルチオ］―二―［三―（二―メトキシフエニル）―一・三―チアゾリジン―二―イリデン］アセトニトリル（別名フルチアニル）及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(124)を(127)とし、(116)から(123)までを(119)から(126)までとし、(115)を(117)とし、その次に次のように加える。

(118)　（二Z）―二―フエニル―二―ヘキセンニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(114)を(116)とし、(110)から(113)までを(112)から(115)までとし、(109)を(110)とし、その次に次のように加える。

(111)　ノナ―二・六―ジエンニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(108)を(109)とし、㈱から(107)までを㈱から(108)までとし、㈱の次に次のように加える。

㈱　シクロヘキシリデン―o―トリルアセトニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第五十四号の三ただし書中「一％」を「六％」に改め、同項中第百号の十六を第百号の十七とし、第百号の十一から第百号の十五までを一号ずつ繰り下げ、第百号の十の次に次の一号を加える。

百の十一　五―メトキシ―N・N―ジメチルトリプタミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十三年十月二十五日から施行する。ただし、第二条第一項第四号の五、第三十二号及び第五十四号の三ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の三及び第二十四号の四並びに第二条第一項第百号の十一に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十四年一月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3　前項に規定する物であってこの政令の施行の際に存するものについては、平成二十四年一月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百十八号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第九条第一項第四号及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。